

富山市上下水道局告示第 1 4 9 号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成 2 3 年富山市上下水道局告示第 2 4 2 号）による。

令和 4 年 8 月 8 日

富山市上下水道事業管理者 西田 政司

工 事 名	新水橋幹線配水管布設（第 2 工区）工事
工 事 場 所	富山市朝日外地内
工 事 番 号	改良 5 1
工事完成期限	令和 5 年 4 月 2 8 日
工 事 概 要	配水管布設工事 $\phi 400\text{mm}$ 207.6m
予 定 価 格	217,900,000円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)
審 査 基 準 日	入札参加資格の審査は、令和 4 年 8 月 2 6 日時点の事実をもって行うものとする。
入 札 参 加 形 態	特定建設工事共同企業体（3事業者で結成したもので、共同施工方式によるもの。以下「共同企業体」という。）

入 札 参 加 资 格	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 種	水道管
	代表構成 員の要件	<p>1 入札参加資格決定通知書で通知された水道管工事の総合点数が1,310点以上であること。</p> <p>2 1級土木施工管理技士、1級管工事施工管理技士又は技術士法における同等以上の資格を有する者（以下「1級土木施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、全ての業種の営業所専任技術者を対象とする。）でないこと。</p> <p>3 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>4 契約時において、2の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、2のただし書及び3に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、2の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>5 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定</p>

	<p>の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。</p> <p>6 平成19年4月1日以降に官公庁等発注の水道管工事の元請（共同企業体にあつては代表構成員に限る。）として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。</p>
<p>その他構成員1の要件</p>	<p>1 入札参加資格決定通知書で通知された水道管工事の総合点数が1,310点以上であること。</p> <p>2 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、又は技術士法における同等以上の資格、若しくは1級配管技能士の資格を有する者（以下「2級土木施工管理技士（土木）等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>3 契約時において、2の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、2のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、2の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 平成19年4月1日以降に官公庁等発注の水道管工事の元請としての施工実績があること。</p>
<p>その他構成員2の要件</p>	<p>1 入札参加資格決定通知書で通知された水道管工事の総合点数が1,010点以上であること。</p> <p>2 2級土木施工管理技士（土木）等を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合</p>

	<p>は、専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>3 契約時において、2の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、2のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、2の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 平成19年4月1日以降に官公庁等発注の水道管工事の元請としての施工実績があること。</p>
<p>調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者</p>	<p>代表構成員は1級土木施工管理技士等を、その他構成員1及びその他構成員2は、それぞれ2級土木施工管理技士（土木）等を、さらに、構成員のいずれかから1級土木施工管理技士等を専任で配置することとし、いずれの配置技術者も営業所専任技術者でないこと。</p>
<p>共同企業 体の結成 に関する 留意事項</p>	<p>次の各号のすべての要件を満たすこと。</p> <p>（1）代表構成員、その他構成員1及びその他構成員2それぞれ1者による3者で構成されていること。</p> <p>（2）構成員は、この工事について他の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>（3）代表構成員は、構成員中最大の出資比率を有するものであること。</p> <p>（4）構成員の出資比率がそれぞれ20パーセント以上であること。</p>
<p>提出書類</p>	<p>入札の際、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について4（1）ア、イ</p>

	、ウ、エ及びオに掲げる提出書類のほか、電子入札用委任状を入札書の受付締切日時までにファクシミリ等により入札及び契約を担当する課へ提出すること。
入札及び契約を担当する課	富山市上下水道局契約出納課 FAX番号076-432-8635
契約条項等の閲覧期間	令和4年8月8日から同月26日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対する質問期間	令和4年8月8日から同月22日まで
質問に対する回答期限	令和4年8月24日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	令和4年8月26日午後5時00分
開札日時及び場所	令和4年8月30日午前9時30分から 富山市上下水道局2階第3会議室
調査基準価格	有(失格基準を適用する。)
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有